

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、システム管理業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成○年○月にサーバー更改業務が多忙となり、休日出勤を含めた時間外労働が増加し、食欲不振等の体調不良に陥ったという。

被災者は、同年○月○日、会社敷地内の螺旋階段脇に倒れているところを発見され、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成○年○月○日、午前○時○分頃（推定）、直接死因：多発外傷、直接死因の原因：全身打撲、死亡の種類：自殺」である。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとし、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害及び発病の時期については、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、遅くとも平成〇年〇月下旬頃には、I C D－1 0 診断ガイドラインの『F 3 2 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。」と述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、被災者が本件疾病を発病した原因として、業務内容がサーバー更改プロジェクトの業務に変わり、その後多忙を極めたことを主張する。

この主張を出来事として捉えると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(ア) まず、監督署長の認定した労働時間集計表をみると、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの時間外労働時間は7時間51分であり、同年○月○日から同年○月○日までの時間外労働時間は66時間41分であることから、認定基準別表1に示された心理的負荷の強度を「中」と判断する具体例である「時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上」に相当する状況にあったと認められる。

(イ) 被災者が請求人にメールで送った遺言には、サーバー更改プロジェクトについて、「荷が重すぎたよ。」との記述が認められることや、D主任が、「システム更新そのものは、Eさんにとっては非常にプレッシャーのかかる仕事だったと思います。」と述べていることからすると、被災者にとって一定の負担を感じる業務であったことが推認される。

しかしながら、業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップ等の視点からみると、①履歴書に「社内で運用されている殆どのシステムの実務を経験してきた。」との記述が認められること、②F部長が「Eさんは社内のシステムのハード面を知り尽くし、また他の社員の信用も厚かったのもっと高いレベルの仕事を任せるべく、社員になってもらったという経緯があります。」と述べていること、③G主任が「週に1回、プロジェクトの進捗状況の報告があったのですが、うまくいかないことについては、Eさんから質問が出てその都度周りが答えて解決していました。Eさんが、この更新プロジェクトのことで悩んでいたとは思いませんでした。」と述べていることに鑑みると、客観的には、心理的負荷の強度を「強」と判断する具体例である「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった」とまでは認められない。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）から、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(4) 発病後の出来事について

請求人は、被災者の本件疾病の発病原因として、平成〇年〇月〇日、被災者がH経理部長に会計ソフトに関する不具合の対応を依頼したところ、きつい口調で断られたというトラブルがあったことを主張するが、当該トラブルは被災者の本件疾病発病後の出来事であるから、評価できない。

(5) 以上のことから、被災者には、評価期間において業務による心理的負荷の総合評価「中」の出来事が1つ認められ、全体評価も「中」であって「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由のよるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。